

学校法人 聖ヶ丘学園 寄付金募集のご案内

聖ヶ丘保育専門学校

育和幼稚園

八幡橋幼稚園

1 寄付金の目的・使途（ご挨拶）

学校法人聖ヶ丘学園では、個人（卒業生、一般有志者）及び法人・団体の皆様に寄付金のご支援をお願いしております。聖ヶ丘学園は昭和10年に横浜聖徳保母養成所を設置した事を始まりとする80年余の歴史をもつ学園です。人々がより安心して暮らせる社会、優しさに満ちた社会の創出に、その一端を十分担える力量をもった人材養成に専ら務めて参ります。皆様のご寄付は、本学園における教育及び学術研究内容の充実、発展のために利用させていただき予定でございます。私学を取り巻く環境は年々厳しさを増しておりますが、より一層の経営努力を重ねて参りますのでご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。また、ご支援、ご協力いただける皆様のご厚情にはこの場を借りまして厚く御礼申し上げます。

2 募集期間

2023年4月1日より随時

3 寄付金の種別

（1）個人の寄付金

1口につき 2,000円より

（2）法人の寄付金

1口の金額は特に定めておりません。

4 寄付の申込方法

寄付にご賛同いただける方は事務局までご連絡ください。事務局より寄付申込書、寄付金振込用紙を送付させていただきます。

担当）財務部

電話：045-335-2312 FAX：045-334-5662

e-mail gakuenjimukyoku@hijiri.ac.jp

5 税制上の優遇措置について

ご寄付は、個人の方は所得税法にて、法人の方は法人税法による優遇措置が受けられます。

(1) 個人の場合

当該年中の寄付金が2,000円を超えた場合、所得税法の特典寄付金として寄付金控除の適用を受けることが出来ます。手続方法は、確定申告期間に、本学園が発行する「寄付金の領収書」及び「特定公益増進法人証明書(写)」の2点を添付のうえ、所轄税務署に確定申告してください。

※申し訳ございませんが、本学園の寄付金受領実績は多くありませんので、税額控除適用の証明書は発行できません。

(2) 法人の場合

法人からの寄付は、寄付金額が当該事業年度の損金に算入され、法人税法上、以下2種類の方法をお選びいただけます。

【特定寄付金】

- ①文部科学省の「特定公益増進制度」を利用した寄付となります。
- ②一般寄付金の損金算入限度額と別枠で、一定金額を限度として損金算入できます。
- ③この寄付金による損金算入は、本学園が発行する「寄付金の領収書」及び「特定公益増進法人証明書(写)」の2点を添付のうえ、手続きができます。
- ④上記書類は、寄付金が本学園に入金され次第お送りいたします。

【受配者指定寄付金】

- ①日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度で、寄付金の全額を当該事業年度の損金に算入できます。
- ②損金算入の手続きには、事業団発行の「寄付金の受領書」が必要となります。
- ③上記書類は、事業団から本学園宛に送付されますので、その後お送りいたします。但し、ご入金から受領書がお手元に届くまでに約2ヶ月程度を要しますので予めご了承ください。

※詳細は国税庁等のホームページをご参照ください。

6 寄付金に関するお問い合わせ先

ご不明点、ご相談がございましたら、学校法人聖ヶ丘学園事務局までお問い合わせください。(電話：045-335-2312 FAX：045-334-5662 担当：財務部)

以上